

議案第 17 号

寒川町介護保険条例の一部改正について

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、第 1 号被保険者に係る介護保険料の軽減強化を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成 12 年寒川町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「平成 31 年度及び」を削り、「23,130 円」を「18,510 円」に改め、同条第 3 項中「平成 31 年度及び」を削り、「23,130 円」を「18,510 円」に、「37,010 円」を「30,840 円」に改め、同条第 4 項中「平成 31 年度及び」を削り、「23,130 円」を「18,510 円」に、「44,720 円」を「43,180 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条第2項から第4項まで及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

寒川町介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(保険料率)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,130円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,130円</u>」とあるのは、「<u>37,010円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>23,130円</u>」とあるのは、「<u>44,720円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(保険料率)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,510円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,510円</u>」とあるのは、「<u>30,840円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>18,510円</u>」とあるのは、「<u>43,180円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条第2項から第4項まで及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 <u>令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>